

**倉庫、工場等で十分に外気に開放されている部分の面積区画の取り扱いについて**

平成23年春期部会

倉庫、工場等で十分に外気に開放されている部分の面積区画の取扱いについては、次のとおり取り扱う。

下図のような建築物の部分は、令第 112 条第 1 項第一号に規定する「その他これらに類する用途に供する建築物の部分」として取り扱うものとする。

- (1) 建築物の相互間が屋根で覆われていて、外周の 1/2 以上が十分に外気に開放されている荷捌きスペースの部分(図 1)

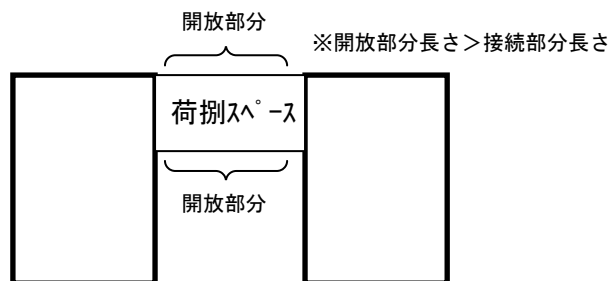


図 1 (平面図)

- (2) 屋根及び柱で囲まれていて、外周のうち三面が十分に外気に開放されているトラックヤードの部分(図 2)

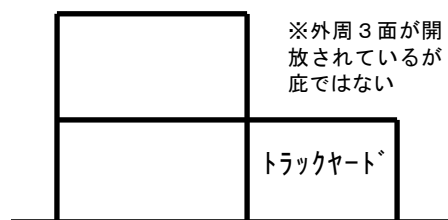


図 2 (立面図)

<解説>

本取扱いは、令第 112 条第 1 項第一号に規定する「その他これらに類する用途に供する建築物の部分」に該当する事例を示したものである(床面積の如何によらない)。

なお、床面積が 1,500 平方メートルを超える建築物を相互に連結する場合及び当該建築物を増築する場合などにおける上屋等の防火区画の取扱いについては、別途、昭和 44 年 12 月 20 日付け建第 487 号通知(静岡県土木部長)にて示されている。